

報道各位

新潟市福祉部障がい福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す行政処分を行いました。

1 事業所の概要

事業所名：バンビの杜にいがた

運営法人：株式会社福祉支援センター

所在地：新潟市中央区川岸町 1-53-3 川岸町第2ビル 3F

事業種別：就労継続支援A型（定員 10名）

指定年月日：平成24年12月1日

2 取消理由

(1) 不正の手段による指定

指定就労継続支援A型事業所「バンビの杜にいがた」の事業所指定申請にあたり、管理者、サービス管理責任者等について、従事しない者を勤務体制表に記載し、指定を受けていた。

(2) 人員基準違反

管理者及びサービス管理責任者の資格要件を満たした者が配置されていない。

3 取消年月日

平成25年5月21日

担当：新潟市福祉部障がい福祉課
電話：025-226-1235
(担当：介護給付係)